

水道施設管理技士資格制度に関する活用状況調査結果

令和6年9月

公益社団法人日本水道協会

目 次

1. 実施概要	1
2. 調査結果（概要）	2
2. 1 民間等への委託状況等	2
2. 2 浄水・管路施設の維持管理業務事例	5
2. 2. 1 浄水施設の維持管理業務事例	5
2. 2. 2 管路施設の維持管理業務事例	10
2. 3 維持管理業務を民間等へ委託する際に重視する事項	15
2. 4 管理技士資格制度の活用事例・取組	15
2. 5 管理技士資格制度の要望・意見等	15
3. 調査結果のまとめ	17
3. 1 民間等への委託状況	17
3. 2 浄水・管路施設の維持管理業務事例	17
3. 3 維持管理業務を民間等へ委託する際に重視する事項	17
3. 4 管理技士資格制度の活用事例・取組、要望・意見等	17
4. 今後の対応	18
【参考】水道施設管理技士資格制度について	20

水道施設管理技士資格制度に関する活用状況調査結果

日本水道協会 研修国際部研修課

水道施設管理技士制度（以下、「本資格制度」という。）は、水道技術者の水道実務経験・知識等を評価し、登録することにより、技術力の確保・向上を図ることを目的として、平成16年度より始まった資格制度である。

平成14年4月の改正水道法施行により水道の管理に関する技術上の業務について第三者委託が可能となり、受託者となる民間企業等の技術力を評価する制度を求める声が水道事業体及び民間企業双方から寄せられたことが本資格制度創設の契機である。

本資格制度創設から約20年が経過した現在では、水道の基盤強化に向け官民連携が拡大されること等を念頭に置きながら、水道事業体の現場における本資格制度の具体的な活用事例を踏まえ、技術力を支える制度としてさらなる活用につなげていく必要がある。

そこで、水道施設の保守、運転維持管理業務等に関する本資格制度の活用状況を把握し、本資格制度の認知度向上とさらなる活用に向けた取組みを強化することを目的として、本協会正会員（水道事業体）を対象に調査を実施した。

1. 実施概要

（1）調査対象

日本水道協会正会員（一部私営事業者を除く） 1,315 事業体

※調査実施時（令和5年9月12日）における会員データによる

（2）調査期間

令和5年9月12日～10月20日

（3）回答状況

回答率 56.0%（736 事業体／1,315 事業体）

<給水人口規模別回答者 内訳>

5万人未満	5～10万人未満	10～25万人未満	25～50万人未満	50万人以上	用水供給	全体
387 (46.2)	123 (64.4)	110 (75.3)	51 (91.1)	21 (77.8)	44 (77.2)	736 (56.0)

※ () 内は給水人口規模別事業体数に対する回答率 (%)

2. 調査結果（概要）

本アンケートでは、水道施設の保守、運転維持管理業務等（以下、「維持管理業務」という。）に関する「民間等への委託状況等」、「浄水・管路施設の維持管理業務事例」、「委託する際に重視する事項」、「活用事例・取組」、「要望・意見等」の5項目について調査を実施した。以下に調査結果（概要）を記載する。

2. 1 民間等への委託状況等

本項においては、維持管理業務等の民間等への委託状況及び委託時における管理技士資格登録者の活用状況を把握するため、【委託の有無】、【委託時における入札条件等】について取りまとめた。

（1）維持管理業務の民間等への委託の有無

維持管理業務を民間等へ委託しているか質問を行ったところ、70.8%（521 事業体）が「はい」と回答した（図-1）。

「はい」と回答した事業体について給水人口規模別でみると、10 万人以上の事業体及び水道用水供給事業では 90%を超える一方、5 万人未満の事業体では 55.0%、5～10 万人未満の事業体では 78.9%にとどまり、小規模な事業体では維持管理業務の民間委託を行っていない傾向が見られた。

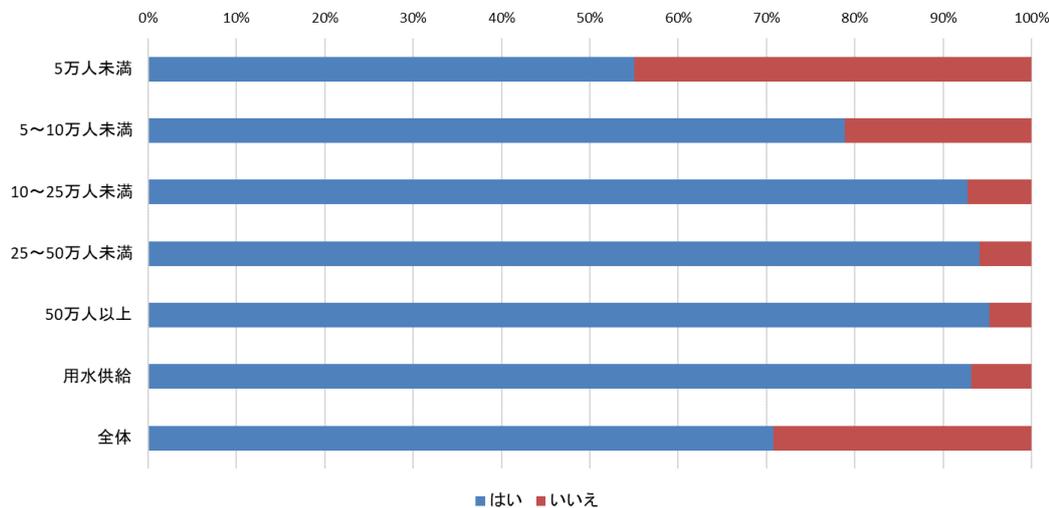


図-1 維持管理業務の民間等への委託状況

（2）民間等への委託時における入札条件等

（1）での質問（維持管理業務を民間等へ委託しているか）において、「はい」と回答した 521 事業体を対象として、【民間等への委託時における入札条件等】について質問を行った。

維持管理業務を発注する際、管理技士資格登録者の配置を条件等に加えているか質問を行ったところ、52.2%が「はい」と回答した（図-2）。

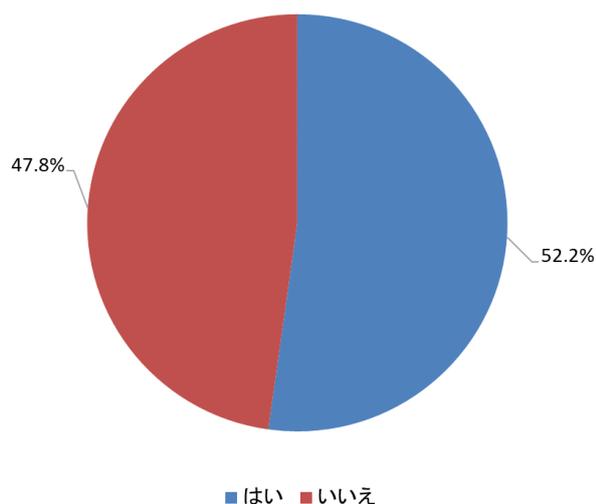


図-2 維持管理業務発注時における入札条件等追加(管理技士資格登録者の配置)

「いいえ」と回答した主な理由としては、「法令等の規制がないため、配置する必要がない」が83件と最も多く、次いで「委託業務の内容として必要ない」が64件、「当該地域での管理技士資格登録者の状況が分からない」が21件と続いた(図-3)。

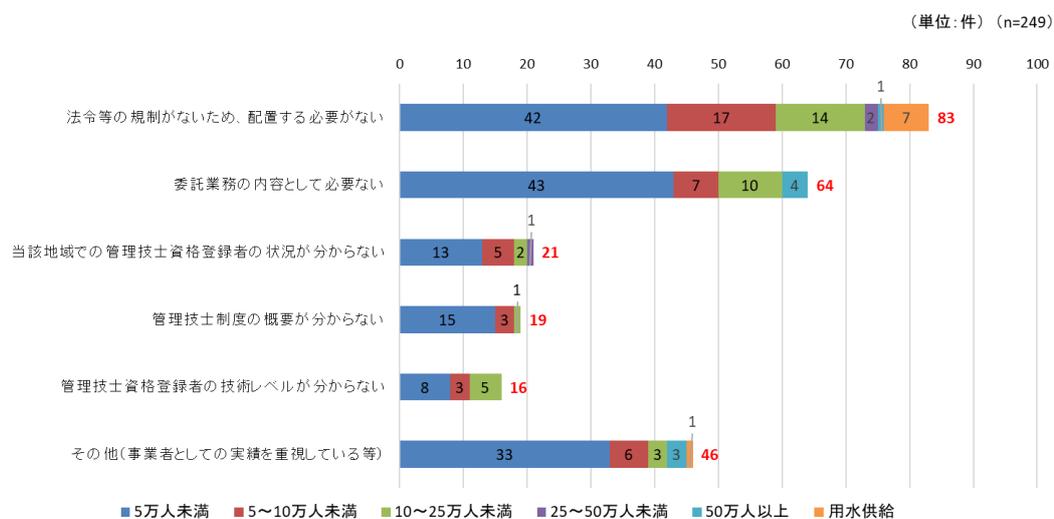


図-3 維持管理業務発注時における入札条件等に追加していない理由(管理技士資格登録者の配置)

(3) 将来の民間等への委託時における入札条件等

(1) での質問(維持管理業務を民間等へ委託しているか)において、「いいえ」と回答した215事業体を対象として、【将来の民間等への委託時における入札条件等】について質問を行った。

維持管理業務を民間等へ委託することとなった場合に、管理技士資格登録者の配置を入札条件等に加えようと考えているか質問を行ったところ、55.8%が「はい」と回答した(図-4)。

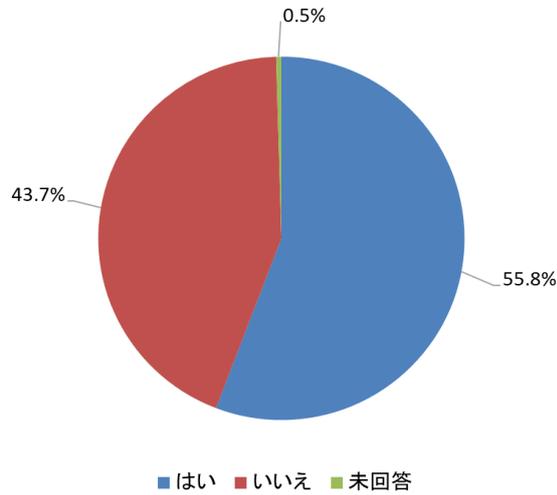


図-4 将来の維持管理業務における入札条件等追加予定(管理技士資格登録者の配置)

「いいえ」と回答した主な理由としては、「管理技士制度の概要が分からない」が28件と最も多く、次いで「法令等の規制がないため、配置する必要がない」、「当該地域での管理技士資格登録者の状況が分からない」がともに18件であった(図-5)。

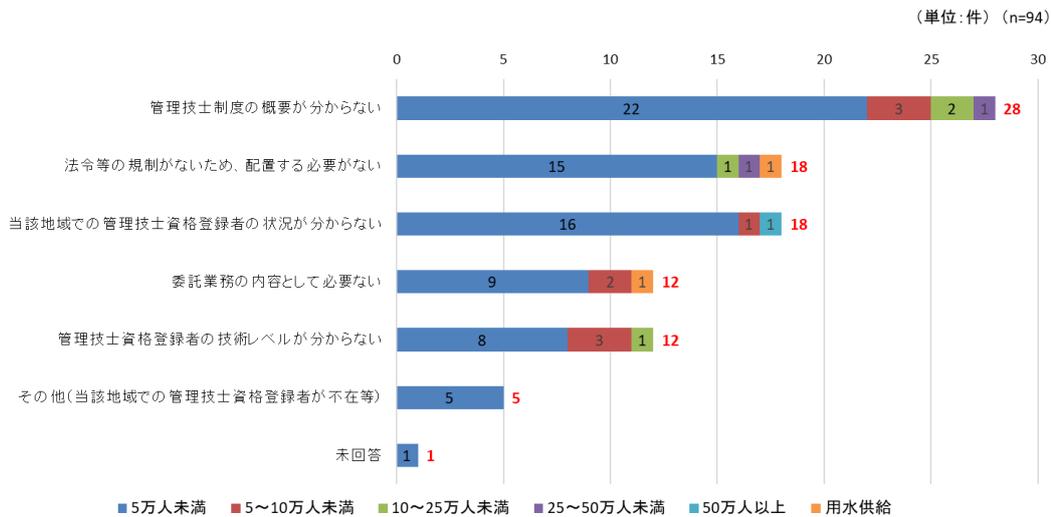


図-5 今後の維持管理業務における入札条件等に追加しない理由(管理技士資格登録者の配置)

2. 2 浄水・管路施設の維持管理業務事例

本項においては、管理技士資格登録者の配置を入札条件等に加えている維持管理業務等の民間等への委託事例を把握するため、浄水施設・管路施設別に【委託業務件数】、【対象業務】、【入札方式】、【契約期間】、【契約金額】、【委託形態】、【業務のモニタリング方法】、【管理技士資格登録者の保有すべき等級及び人数】、【管理技士資格登録者の確保、保有すべき等級を採用した理由】について取りまとめた。

2. 2. 1 浄水施設の維持管理業務事例

(1) 委託業務件数

維持管理業務を発注する際、管理技士資格登録者の配置を委託条件等に加えている事業者に対し、浄水施設の維持管理業務事例について質問を行ったところ、259 事業者から 349 事例の回答があった。なお、集計の都合上、同一事業者における浄水施設の維持管理業務事例が複数ある場合は、契約金額の大きい代表例 3 件までを上限とした。

(2) 対象業務

対象業務について質問を行ったところ、「浄水施設・設備の運転管理」が 277 件と最も多く、次いで「浄水施設・設備の点検、保全、補修」が 111 件、「浄水施設付帯設備等の保守、管理業務、除草作業、庁舎清掃等」が 71 件と続いた（図-6）。

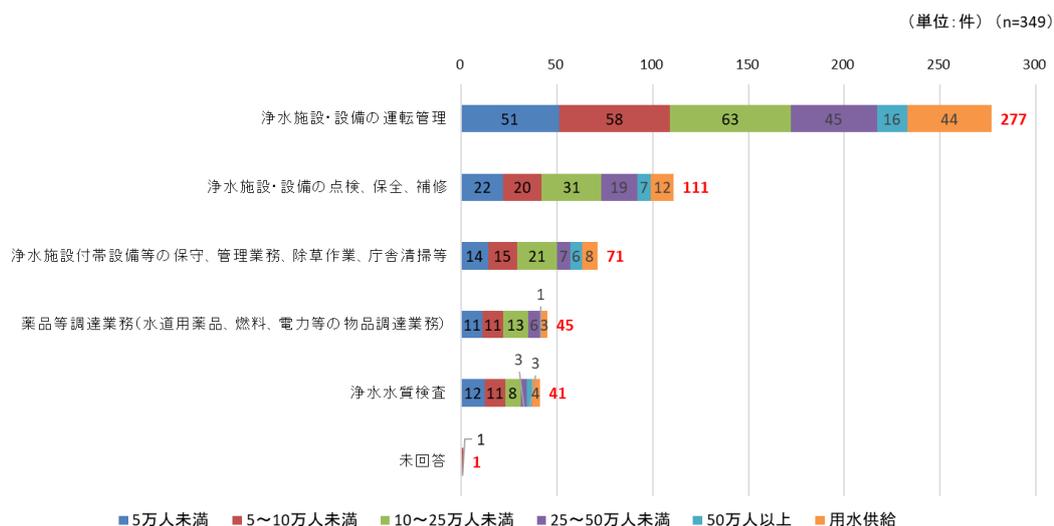


図-6 浄水施設の維持管理業務委託における対象業務(複数回答)

※対象業務が複数にわたる事例が多かったことから、「その他」で回答のあった内容については複数回答として計上した。

(3) 入札方式

入札方式について質問を行ったところ、全体では「プロポーザル方式(随意契約を含む)」が 32.1%と最も多く、次いで「一般競争入札」が 26.6%、「指名競争入札」が 26.1%と続いた（図-7）。

給水人口規模別でみると、「一般競争入札」について、25 万人以上の事業者及び水道用水供給事業では 40~50%台を占める一方、5 万人未満の事業者では 8.3%、5~10 万人未満の事業者では 17.8%、10~25 万人未満の事業者では 22.2%にとどまった。

対照的に、「指名競争入札」について、5 万人未満の事業者では 40.3%、5~10 万人未満の事業者では 32.9%、10~25 万人未満の事業者では 22.2%を占めた。

なお、「プロポーザル方式(随意契約を含む)」は給水人口規模に関わらず 30%前後を占めた。

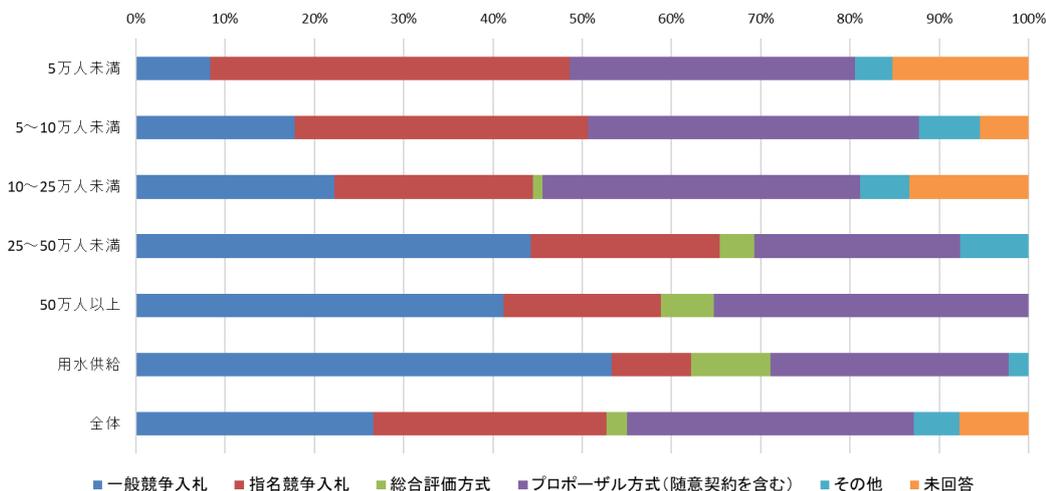


図-7 浄水施設の維持管理業務委託における入札方式

(4) 契約期間

契約期間について質問を行ったところ、全体では「4～5年」が39.3%と最も多く、次いで「2～3年」が38.4%、「単年度」が11.7%と続いた（図-8）。

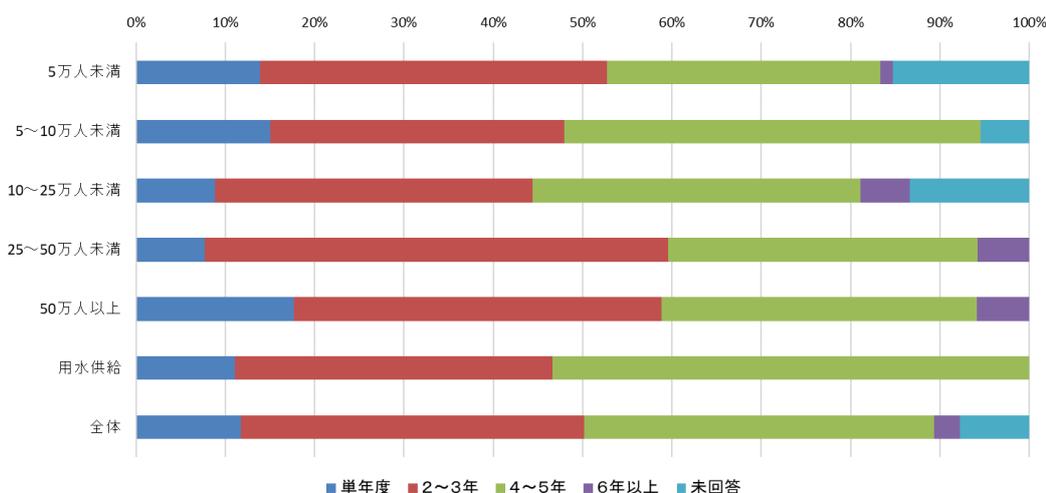


図-8 浄水施設の維持管理業務委託における契約期間

(5) 契約金額

契約金額（概算：百万円単位）について質問を行ったところ、全体では「250百万円以上500百万円未満」が23.2%と最も多く、次いで「100百万円未満」が19.5%、「500百万円以上1,000百万円未満」が19.2%と続いた（図-9）。給水人口規模別で見ると、「100百万円未満」について、10万人以上の事業体及び水道用水供給事業では10%前後にとどまる一方、5万人未満の事業体では37.5%、5～10万人未満の事業体では27.4%を占めた。

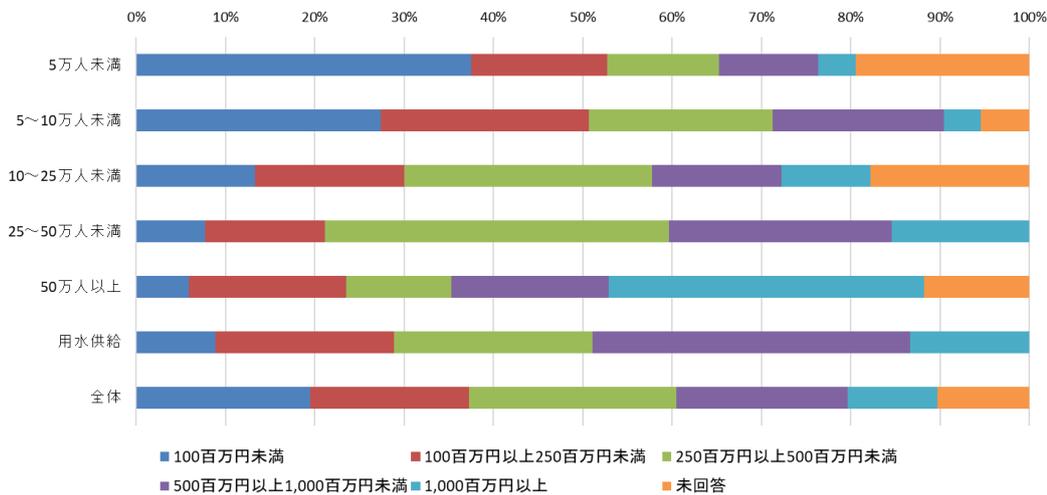


図-9 浄水施設の維持管理業務委託における契約金額

(6) 委託形態

委託形態について質問を行ったところ、全体では「個別委託」が 59.3%と最も多く、次いで「包括委託」が 23.5%、「第三者委託」が 5.2%と続いた (図-10)。

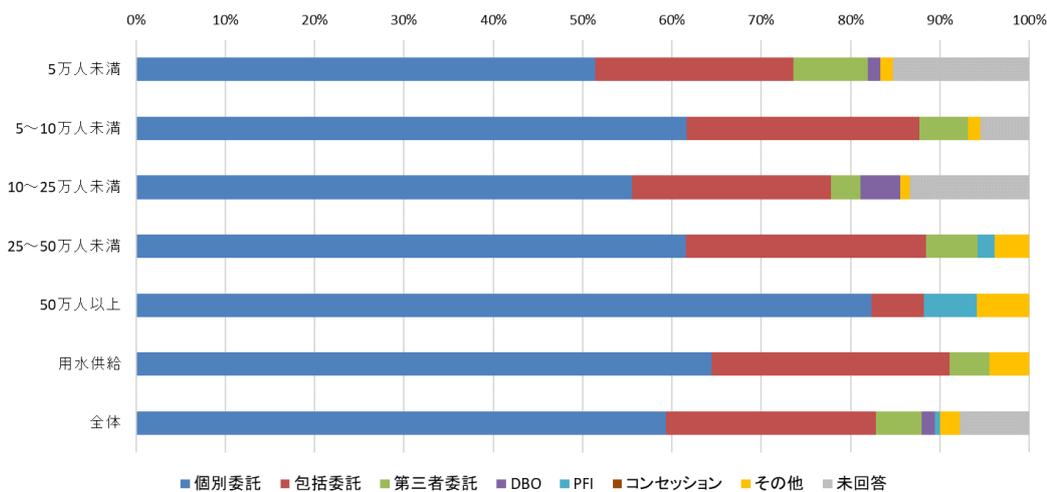


図-10 浄水施設の維持管理業務委託における委託形態

(7) 業務のモニタリング方法 (委託形態が包括委託の場合のみ回答)

(6) での質問 (委託形態) において、「包括委託」と回答した 82 事例を対象として、業務のモニタリング方法について質問を行ったところ、「定期的に状況を確認する月次、年次モニタリング」が 56.1%、「日々の業務を確認する日常モニタリング」が 39.0%であった (図-11)。一方、「受託者自らが業務水準等を確認するセルフモニタリング」は 3.7%にとどまった。

(n=82)

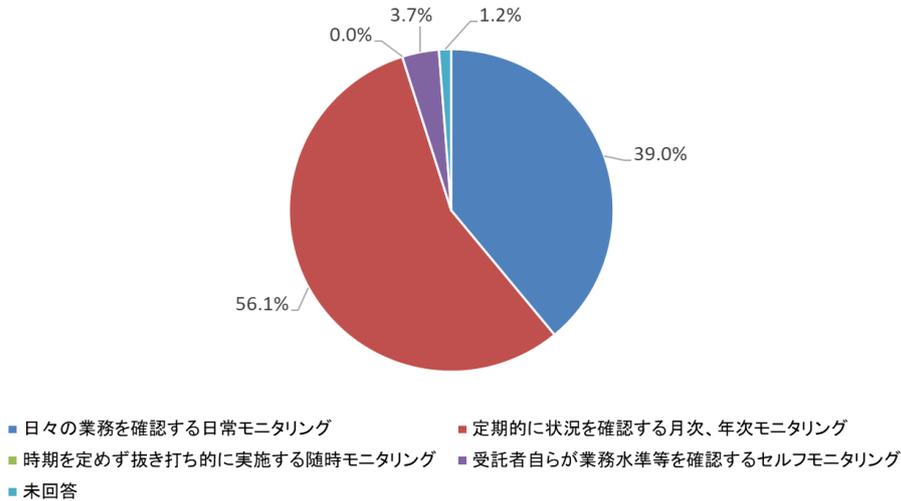


図-11 浄水施設の維持管理業務委託における業務のモニタリング方法(包括委託時)

(8) 維持管理業務における管理技士資格登録者の保有すべき等級及び人数

維持管理業務における管理技士資格登録者の保有すべき等級及び人数について質問を行ったところ、233 事業体から 276 事例の回答があった(図-12)。保有すべき等級について、1人以上と回答のあった割合をみると、「浄水2級」が68.5%、「浄水3級」が69.9%である一方、「浄水1級」は6.9%にとどまり、大多数の事例において浄水1級の管理技士資格登録者の配置が義務付けられていない状況であることがわかった。また、配置すべき人数について、「浄水3級」において「2人」、「3～4人」、「5～6人」、「7人以上」と回答のあった割合がいずれも「浄水2級」の割合を上回り、より配置人数が多い傾向が見られた。

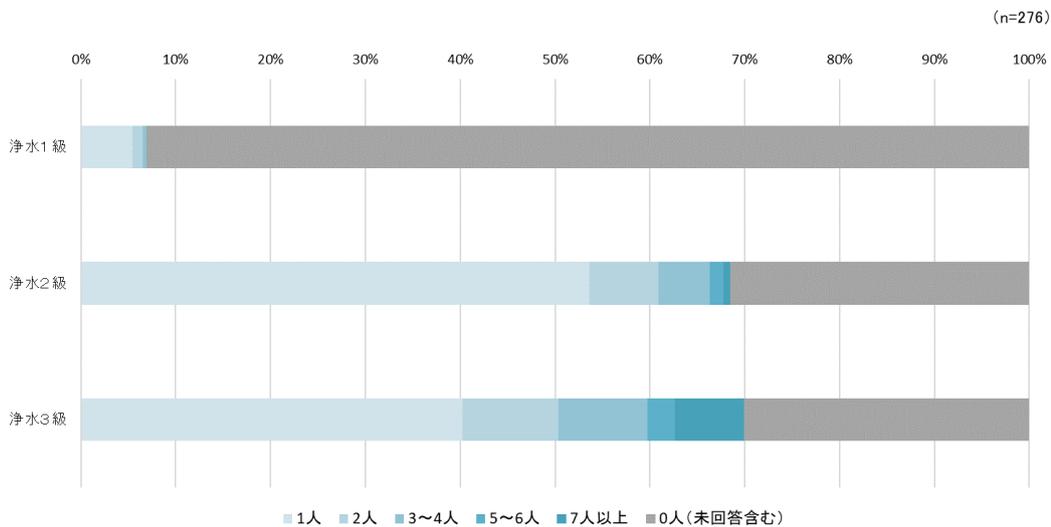


図-12 浄水施設の維持管理業務委託における管理技士資格登録者の保有すべき等級及び人数

(9) 管理技士資格登録者の確保、保有すべき等級を採用した理由

管理技士資格登録者の確保、保有すべき等級を採用した理由について質問を行ったところ、当該業務の技術レベルの確保・維持のため、職責の重い順に「総括責任者」、「副総括責任者」、「作業責任者」、「作業従事者」を配置することが挙げられた。なお、呼称は事業体により異なることから、職責とその役割につ

いて図-13 のとおり類型化した。

主な回答内容としては、「総括責任者（2級相当）配置のため」が133件と最も多く、次いで「作業従事者（2・3級相当）配置のため」が80件、「副総括責任者（2・3級相当）配置のため」が77件、「作業責任者（3級相当）配置のため」が72件と続いた（図-14）。

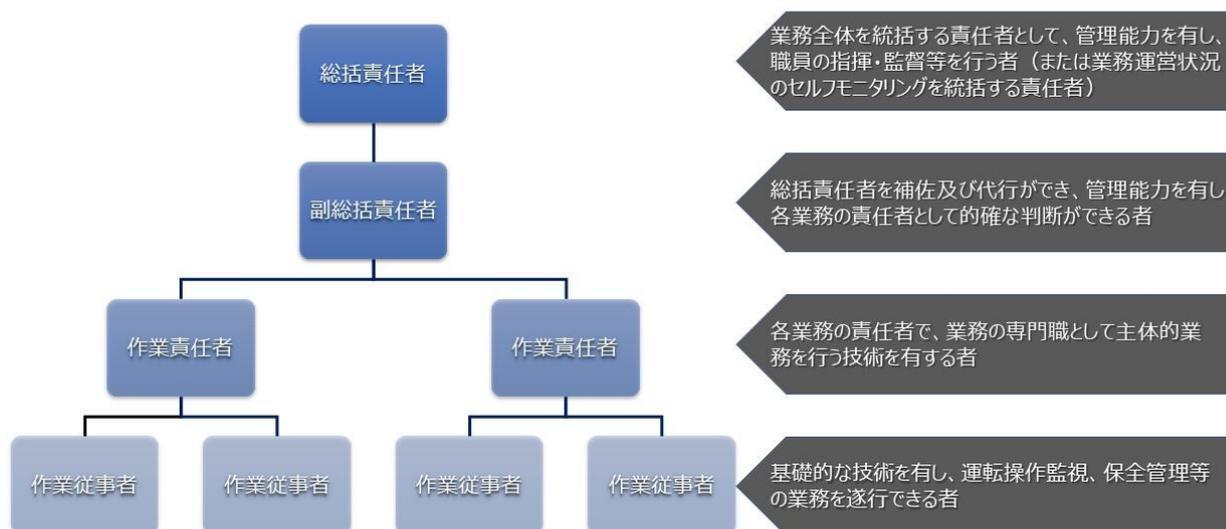


図-13 浄水・管路施設の維持管理業務委託における職責のイメージ図

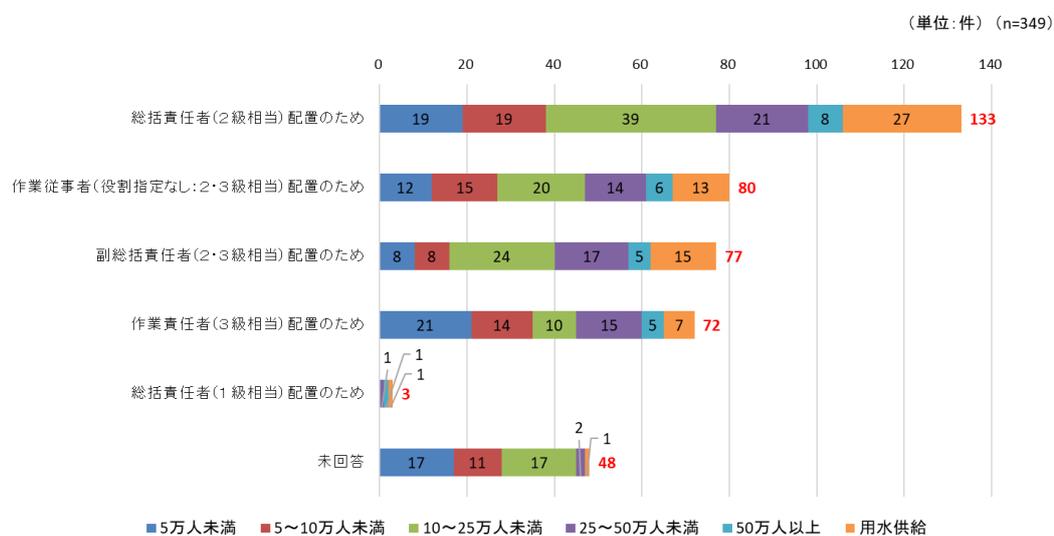


図-14 浄水施設の維持管理業務委託における管理技士資格登録者の確保、保有すべき等級を採用した理由(複数回答)

※設問は自由回答であったが、回答内容をもとに上記項目のとおり類型化した。

なお、一部の事例については補足事項として、「他の資格で代替可能（水道技術管理者、技術士（上下水道部門）、電気主任技術者、危険物取扱者等）」、「実務経験年数で代替可能（2級：概ね3～5年、3級：概ね1～3年）」、「管理技士資格登録者のほか、実務経験年数とあわせて入札条件としている」、「配置人数について、具体的な目標を定めている（全体の半数、全体の2/3以上等）」、「入札条件とはしていないが、技術評価の際の加点対象としている」等の回答があった。

2. 2. 2 管路施設の維持管理業務事例

(1) 委託業務件数

維持管理業務を発注する際、管理技士資格登録者の配置を委託条件等に加えている事業者に対し、管路施設の維持管理業務事例について質問を行ったところ、94 事業者から 153 事例の回答があった。なお、集計の都合上、同一事業者における管路施設の維持管理業務事例が複数ある場合は、契約金額の大きい代表例 3 件までを上限とした。

(2) 対象業務

対象業務について質問を行ったところ、「管路施設・設備の点検、保全、補修」が 77 件と最も多く、次いで「管路施設・設備の漏水防止・修理」が 64 件、「管路施設・設備の配水調整（ポンプ・バルブ調整等）」が 25 件と続いた（図-15）。

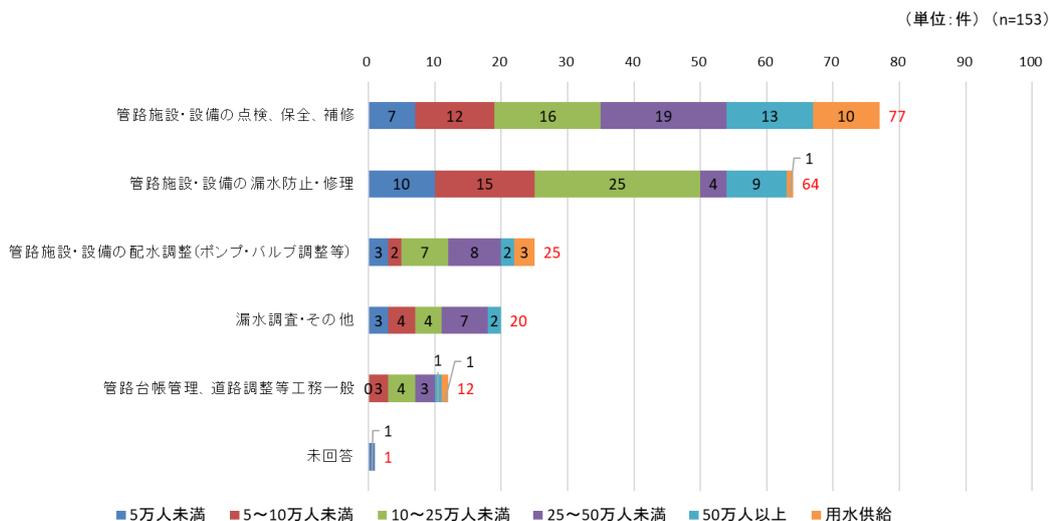


図-15 管路施設の維持管理業務委託における対象業務(複数回答)

※対象業務が複数にわたる事例が多かったことから、「その他」で回答のあった内容については複数回答として計上した。

(3) 入札方式

入札方式について質問を行ったところ、全体では「指名競争入札」及び「プロポーザル方式（随意契約を含む）」がともに 32.7%と最も多く、次いで「一般競争入札」が 22.9%と続いた（図-16）。

給水人口規模別でみると、「一般競争入札」について、25 万人以上の事業者及び水道用水供給事業では 30～50%台を占める一方、5 万人未満の事業者では 11.1%、5～10 万人未満の事業者では 6.7%、10～25 万人未満の事業者では 7.1%にとどまった。

対照的に、「指名競争入札」について、5 万人未満の事業者及び 5～10 万人未満の事業者ではともに 33.3%、10～25 万人未満の事業者では 45.2%を占めた。

なお、「プロポーザル方式（随意契約を含む）」について、5～10 万人未満の事業者では 40.0%、10～25 万人未満の事業者では 45.2%を占め、全体平均より高かった。

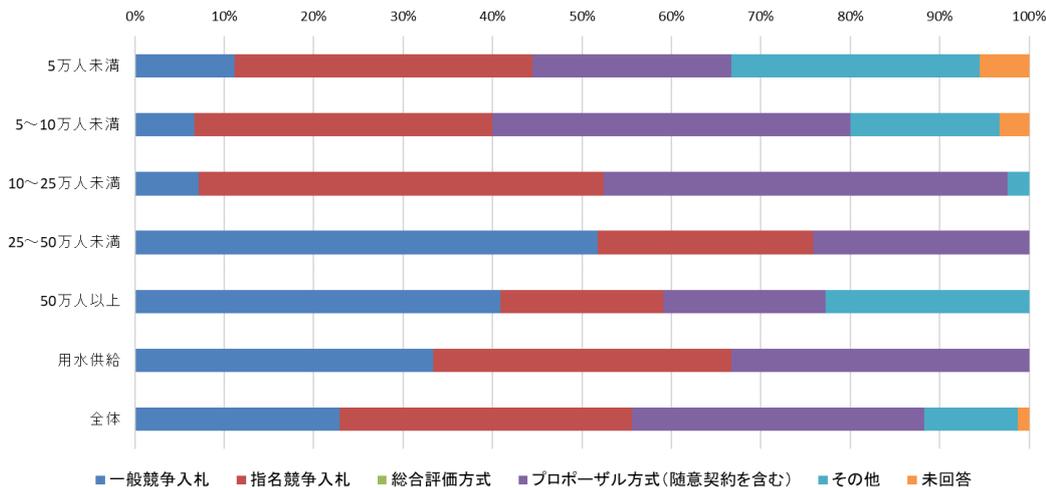


図-16 管路施設の維持管理業務委託における入札方式

(4) 契約期間

契約期間について質問を行ったところ、全体では「単年度」が71.9%と最も多く、次いで「4～5年」が13.7%、「2～3年」が11.8%と続いた（図-17）。

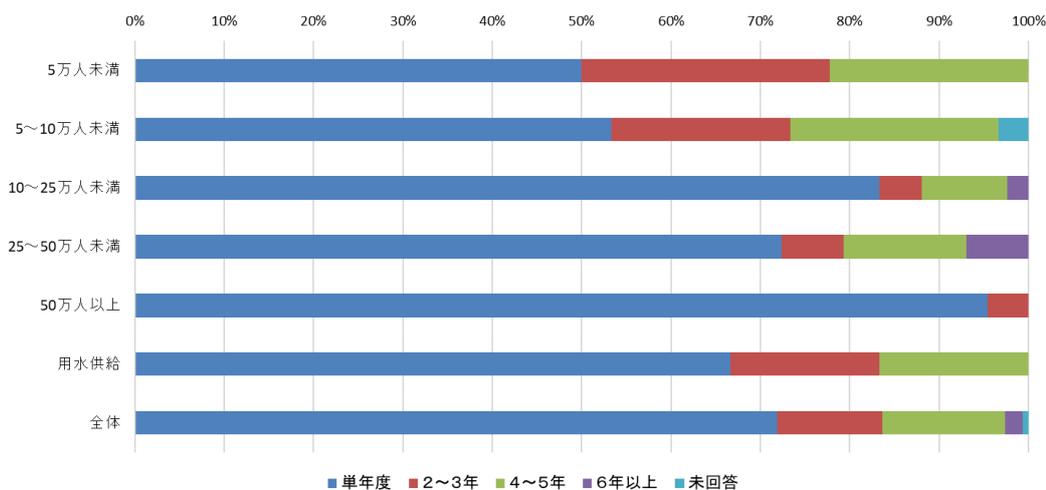


図-17 管路施設の維持管理業務委託における契約期間

(5) 契約金額

契約金額（概算：百万円単位）について質問を行ったところ、全体では「100百万円未満」が68.6%と最も多く、次いで「250百万円以上500百万円未満」が7.2%、「100百万円以上250百万円未満」が6.5%と続いた（図-18）。給水人口規模別で見ると、「100百万円未満」について、50万人以上の事業者では50%にとどまる一方、5～50万人未満の事業者及び水道用水供給事業者では70%前後を占めた。

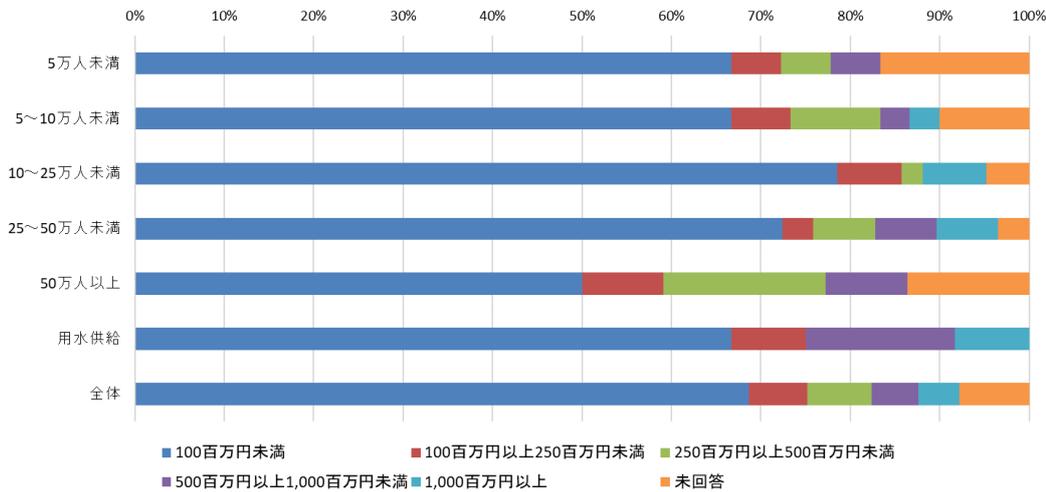


図-18 管路施設の維持管理業務委託における契約金額

(6) 委託形態

委託形態について質問を行ったところ、全体では「個別委託」が76.5%と最も多く、次いで「包括委託」が14.4%、「第三者委託」が2.0%と続いた(図-19)。

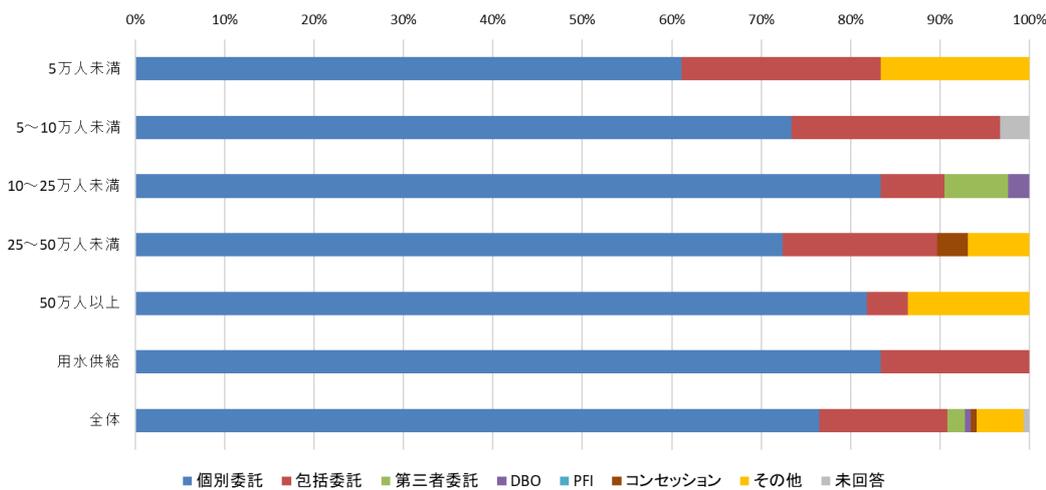


図-19 管路施設の維持管理業務委託における委託形態

(7) 業務のモニタリング方法 (委託形態が包括委託の場合のみ回答)

(6)での質問(委託形態)において、「包括委託」と回答した22事例を対象として、業務のモニタリング方法について質問を行ったところ、「日々の業務を確認する日常モニタリング」が59.1%、「定期的に状況を確認する月次、年次モニタリング」が36.4%であった(図-20)。一方、「受託者自らが業務水準等を確認するセルフモニタリング」を行っている事例はなかった。

(n=22)

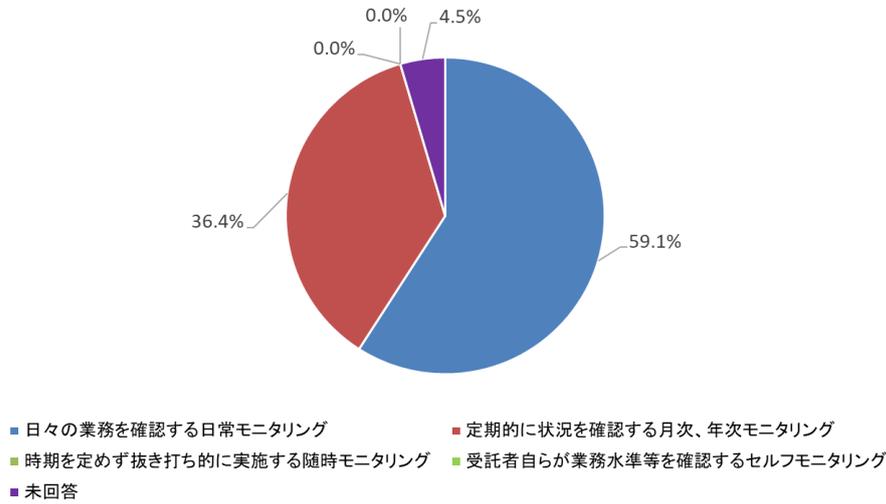


図-20 管路施設の維持管理業務委託における業務のモニタリング方法(包括委託時)

(8) 維持管理業務における管理技士資格登録者の保有すべき等級及び人数

維持管理業務における管理技士資格登録者の保有すべき等級及び人数について質問を行ったところ、50 事業者から 71 事例の回答があった(図-21)。保有すべき等級について、1人以上と回答のあった割合をみると、「管路2級」が67.6%、「管路3級」が50.7%である一方、「管路1級」は7.0%にとどまり、大多数の事例において管路1級の管理技士資格登録者の配置が義務付けられていない状況であることがわかった。また、配置すべき人数について、「管路3級」において「2人」、「3～4人」と回答のあった割合がいずれも「管路2級」の割合を上回り、より配置人数が多い傾向が見られた。

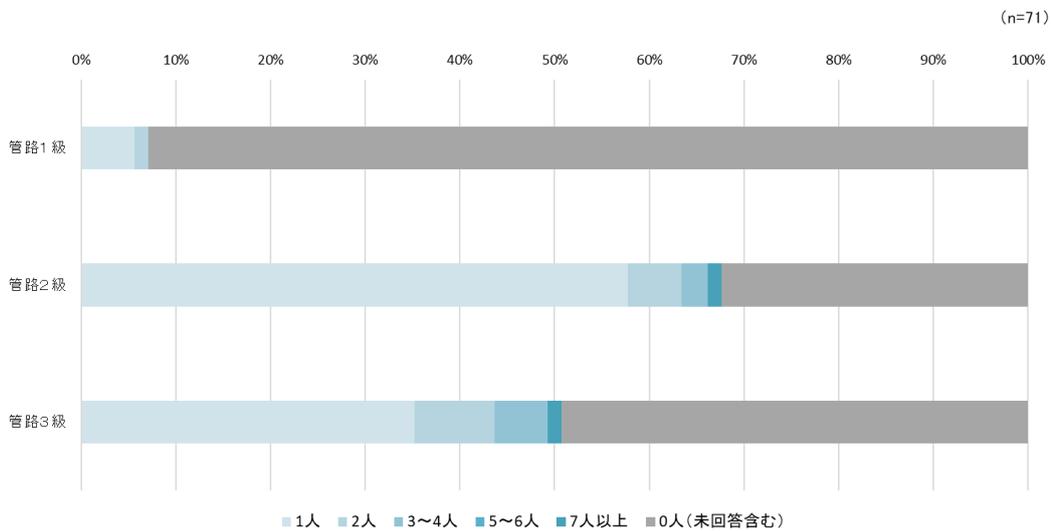


図-21 管路施設の維持管理業務委託における管理技士資格登録者の保有すべき等級及び人数

(9) 管理技士資格登録者の確保、保有すべき等級を採用した理由

管理技士資格登録者の確保、保有すべき等級を採用した理由について質問を行ったところ、当該業務の技術レベルの確保・維持のため、職責の重い順に「総括責任者」、「副総括責任者」、「作業責任者」、「作業従事者」を配置することが挙げられた（職責とその役割については図-13のとおり）。

主な回答内容としては、「総括責任者（2級相当）配置のため」が29件と最も多く、次いで「作業従事者（2・3級相当）配置のため」が23件、「作業責任者（3級相当）配置のため」が20件、「副総括責任者（2・3級相当）配置のため」が3件と続いた（図-22）。

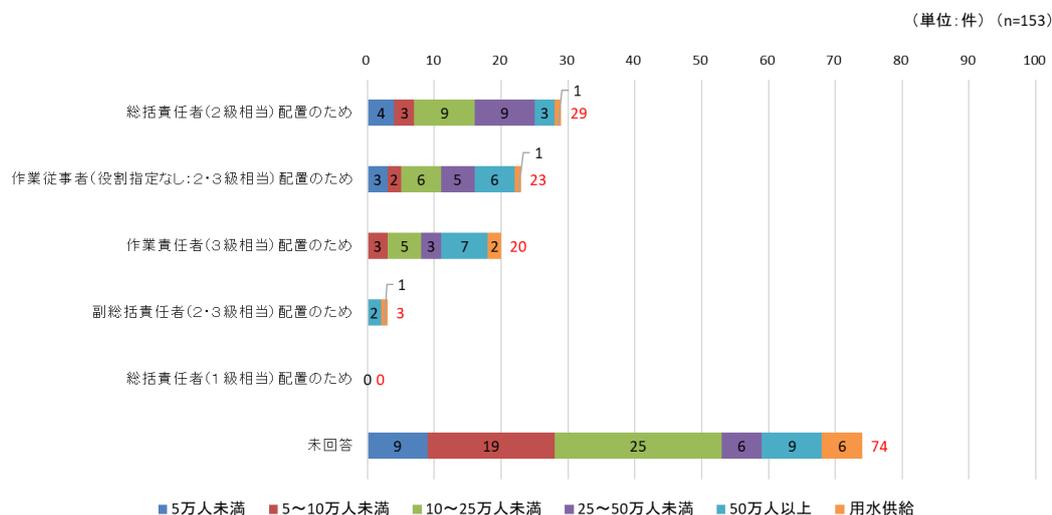


図-22 管路施設の維持管理業務委託における管理技士資格登録者の確保、保有すべき等級を採用した理由(複数回答)

※設問は自由回答であったが、回答内容をもとに上記項目のとおり類型化した。

なお、一部の事例については補足事項として、「他の資格で代替可能（給水装置工事主任技術者、全国漏水調査協会技術資格認定制度等）」、「実務経験年数で代替可能（2級：概ね5～10年、3級：概ね3～5年）」、「管理技士資格登録者のほか、実務経験年数とあわせて入札条件としている」等の回答があった。

2. 3 維持管理業務を民間等へ委託する際に重視する事項

本項においては、【維持管理業務を委託する際に重視する事項】について取りまとめ、維持管理業務の民間等への委託にあたり、管理技士資格登録者の持つメリットをどの程度活かすことができるか把握することとした。なお、集計の都合上、重視する事項が複数ある場合は、2項目を上限とした。

回答内容としては、「受託者が有する類似施設の管理実績」が390件と最も多く、次いで「緊急時の対応力」が387件、「配置予定従事者の水道施設の管理実績・経験」が310件と続いた（図-23）。

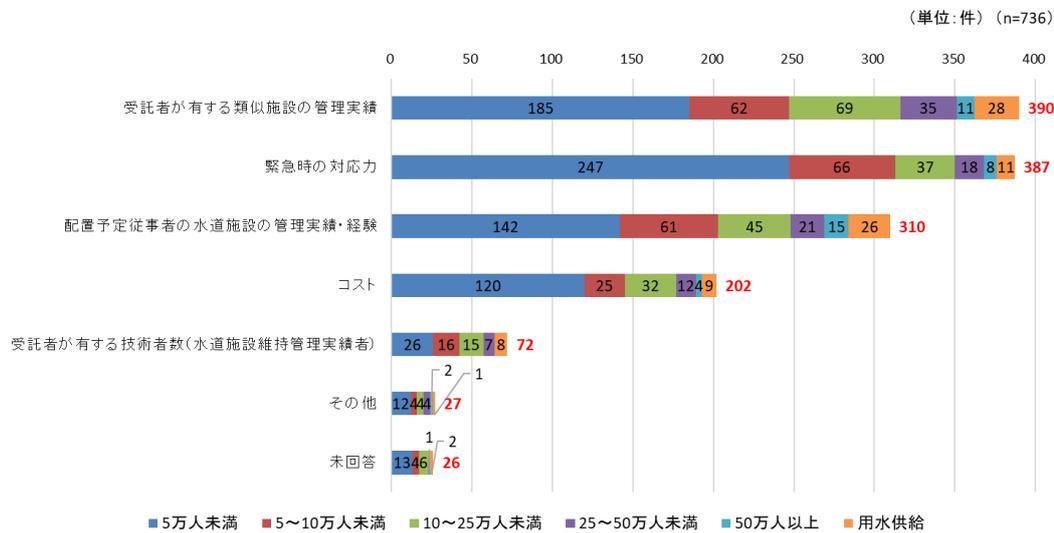


図-23 維持管理業務を委託する際に重視する事項

2. 4 管理技士資格制度の活用事例・取組

本項においては、管理技士資格制度の活用事例・取組について取りまとめた。

主な回答内容としては、表-1のとおりであった。

表-1 管理技士資格制度の活用事例・取組

主な回答内容
管理技士資格登録者の配置を委託条件に加えているので、発注者として技術レベルを同等にする必要があると考え、維持管理に携わる職員へ2級以上の取得を呼びかけており、複数名が取得済み。
維持管理業務受託業者だけでなく、局職員にも人材育成の観点から管理技士資格の取得を推奨している。資格取得までの研鑽により、知識・技術水準が向上するほか、資格取得によるモチベーションの向上も見られ、人材育成に有効な方策となっている。
管理技士資格登録者の配置を委託条件としていない場合であっても、維持管理業務受託業者が自主的に管理技士の資格を取得し、業務に従事している事例は多数ある。
プロポーザル方式による維持管理業務委託にかかる事業者募集にあたり、管理技士資格登録者の等級・配置人数を審査事項に設定し、評価項目とした。

2. 5 管理技士資格制度の要望・意見等

本項においては、管理技士資格制度の要望・意見等について取りまとめた。

主な回答内容としては、表-2のとおりであった。

表-2 管理技士資格制度の要望・意見等

①資格制度のPR関係	
主な回答内容	件数
資格の知名度が低いため、管理技士制度の概要、取得の必要性・メリットなど情報提供が必要。	9
水道施設管理技士の活用事例（水道事業体の規模別での配置人数・等級等）を示してほしい。ホームページのパンフレットに活用事例が2例載っているが、もっと多くの活用事例を挙げていただけると、自治体としても活用に意欲が出ると思う。	5
事業者ごとの管理技士資格保有状況がわからない点が、浸透しない理由のひとつだと思う。災害時等の緊急時においても技術者の確保は必須であるため、もう少し情報をオープンにしてくれると助かる。有資格者が在籍している業者がわかれば、受託者の目星を付ける際の判断材料や入札参加資格として、管理技士の資格を利用しやすくなる。	3
水道施設管理技士制度を活用している事業者を知りたい。また、当市と同じ規模（人口）の事業者が活用しているかどうか参考まで知りたい。	1
②資格制度の活用関係	
主な回答内容	件数
任意資格であり、国家資格のように保有を義務付けられているものでないため他の資格と比較して優位性があまり感じられない（他の資格で代替できてしまう、または資格保有者でなくても従事可能）。技術力を評価する制度として、管理技士が国家資格となるよう取り組みを進めてほしい。	6
現状では、特に小規模事業者では近隣の中小規模業者の資格所有者が少なく、近年の人手不足・資格の難易度の高さも考慮すると、発注の際の条件に含めた場合、応札数抑制につながるのではないかと考えている。このような状況下で資格要件付きで発注作業を進めることは躊躇してしまう。	3
資格取得には難易度も高く、技術者の実務経験や知識を評価できる制度なので、活用していきたい。	3
現在は管理技士資格制度を活用していないが、今後の活用に向けて検討していきたい。	2

3. 調査結果のまとめ

本項では、調査結果の要点について項目ごとに整理する。

3. 1 民間等への委託状況

○維持管理業務を民間等へ委託している事業者（全体の70.8%）のうち、維持管理業務を発注する際、管理技士資格登録者の配置を条件等に加えている事業者は52.2%であった。また、管理技士資格登録者の配置を条件等に加えていない事業者からは、「法令等の規制がないため、配置する必要がない」、「委託業務の内容として必要ない」ことが主な理由として挙げられた。

3. 2 浄水・管路施設の維持管理業務事例

【管理技士資格登録者の配置を入札条件等に加えている維持管理業務等の民間等への委託事例】

- 主な委託対象業務については、浄水施設は「浄水施設・設備の運転管理および点検、保全、補修」、管路施設は「管路施設・設備の点検、保全、補修および漏水防止・修理」であった。
- 入札方式については、浄水・管路施設ともに「プロポーザル方式（随意契約を含む）」が最も多く採用されており、事業者の規模による傾向の差はあまり見られなかった。また、中規模以上の事業者では「一般競争入札」が、小規模事業者では「指名競争入札」が採用される傾向が見られた。
- 契約期間については、浄水施設は「2～3年」または「4～5年」、管路施設は「単年度」が主であった。
- 契約金額については、浄水施設は「100百万円以上」の事例が約8割である一方、管路施設は「100百万円未満」の事例が約7割であり、傾向が異なる結果となった。
- 委託形態については、浄水・管路施設ともに、「個別委託」と「包括委託」が大半であった。
- 「包括委託」の業務のモニタリング方法については、浄水・管路施設ともに、「日々の業務を確認する日常モニタリング」、「定期的に状況を確認する月次、年次モニタリング」が大半であった。
- 管理技士資格登録者の保有すべき等級及び人数については、浄水・管路施設ともに、主に2級・3級の管理技士資格登録者を配置していることがわかった。また、「総括責任者（2級相当）」、「副総括責任者（2・3級相当）」、「作業責任者（3級相当）」、「作業従事者（2・3級相当）」等、職責（役割）に対応する管理技士資格登録者を配置していることがわかった。

3. 3 維持管理業務を民間等へ委託する際に重視する事項

○維持管理業務を委託する際に重視する事項については、多い順に「受託者が有する類似施設の管理実績」、「緊急時の対応力」、「配置予定従事者の水道施設の管理実績・経験」であった。

3. 4 管理技士資格制度の活用事例・取組、要望・意見等

- 活用事例・取組については、「発注者側でも人材育成として取得を推奨している」、「プロポーザル方式による審査事項に設定し、評価項目としている」等の回答が得られた。
- 取組、要望・意見等については、「本資格制度の概要・メリットなどの情報提供が必要ではないか」、「本資格制度の活用事例をさらに挙げてほしい」等の意見が得られた。

4. 今後の対応

水道施設管理技士資格は、平成16年度の制度創設以来、年々資格登録者数が増加しており、令和6年3月31日現在において合計15,391名の登録者を有する（表-3）。労働力人口の減少に伴う技術者不足が深刻化することが見込まれる状況下においても、安定した水道事業運営のため、今後も水道事業における技術力を有する人材を確保していく必要がある。

そのため、水道事業における技術力を支え、受託者の品質向上に寄与する制度として本資格制度を持続的に活用いただけるよう、今回の調査結果を踏まえ、本協会としてもさらなる取り組みが必要と考えている。

本資格制度に関する今後の主な対応として、活用状況に関する情報をより詳細に把握するため、今回の調査からさらなる深堀りが必要な内容、また今回は調査項目としていなかったが重要性が高く情報収集が求められる内容について、引き続き調査を行う。さらに、認知度向上に向けた取り組みとして、事業者・民間事業者の双方向に対して本資格制度の活用方法・メリットの広報を強化し、引き続き維持管理業務への活用につなげていく。

表-3 水道施設管理技士都道府県別資格者内訳(令和6年3月31日現在)

(単位：人)

都道府県	浄水施設管理技士				管路施設管理技士				合計 (A+B)
	1級	2級	3級	小計(A)	1級	2級	3級	小計(B)	
北海道	40	164	407	611	12	48	195	255	866
宮城県	11	82	197	290	4	27	123	154	444
福島県	1	40	102	143	4	7	30	41	184
青森県	2	14	49	65	1	4	28	33	98
山形県	1	15	62	78	0	4	28	32	110
秋田県	1	6	43	50	1	2	12	15	65
岩手県	7	34	83	124	1	11	34	46	170
東京都	146	459	1,099	1,704	49	241	599	889	2,593
神奈川県	29	65	128	222	10	22	59	91	313
千葉県	12	70	245	327	11	35	114	160	487
埼玉県	35	154	322	511	9	79	184	272	783
群馬県	7	40	145	192	3	20	57	80	272
栃木県	3	30	87	120	2	6	30	38	158
茨城県	8	70	177	255	2	5	40	47	302
山梨県	2	13	43	58	2	2	15	19	77
愛知県	25	102	237	364	4	38	67	109	473
三重県	9	35	90	134	0	7	44	51	185
静岡県	4	36	131	171	2	15	72	89	260
岐阜県	7	29	42	78	4	7	30	41	119
福井県	2	25	66	93	0	3	44	47	140
石川県	7	20	70	97	0	9	23	32	129
富山県	3	15	35	53	3	4	30	37	90
長野県	8	41	113	162	1	17	44	62	224

新潟県	9	50	165	224	2	4	45	51	275
大阪府	50	238	455	743	30	84	247	361	1,104
京都府	4	40	108	152	4	6	37	47	199
兵庫県	22	105	272	399	4	33	131	168	567
奈良県	9	33	84	126	3	13	66	82	208
滋賀県	14	42	101	157	4	12	36	52	209
和歌山県	2	17	29	48	0	0	9	9	57
広島県	17	63	164	244	8	22	51	81	325
岡山県	5	21	50	76	7	12	49	68	144
山口県	1	16	51	68	1	1	18	20	88
鳥取県	0	2	13	15	0	0	6	6	21
島根県	1	5	50	56	1	3	26	30	86
香川県	4	39	136	179	0	10	58	68	247
愛媛県	2	30	59	91	0	3	12	15	106
徳島県	2	6	21	29	1	8	31	40	69
高知県	0	16	36	52	0	7	33	40	92
福岡県	18	80	255	353	6	37	98	141	494
大分県	3	13	55	71	0	3	10	13	84
長崎県	8	71	128	207	3	15	34	52	259
佐賀県	2	22	49	73	0	5	16	21	94
熊本県	0	17	55	72	1	2	37	40	112
宮崎県	2	18	49	69	0	9	16	25	94
鹿児島県	6	9	36	51	2	2	14	18	69
沖縄県	1	41	150	192	1	17	55	73	265
全国計	635	2,940	7,257	10,832	233	1,026	3,300	4,559	15,391

【参考】水道施設管理技士資格制度について

水道施設管理技士資格制度には水道浄水施設管理技士・水道管路施設管理技士の2種類があり、それぞれ1級・2級・3級の3段階の認定制度である。

資格申請対象者は、民間企業又は水道事業体（上水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業の事業体又は専用水道）において、水道に関わる技術上の業務に従事する者としている。

本資格制度の種類別等級が評価する技能レベルは次のとおり。

水道浄水施設管理技士	
1級	原水及び浄水の水量・水質の変動に応じて、適切に浄水場の運転・維持管理ができる高度な知識・経験を有する者であること
2級	浄水処理の知識を有し、浄水場の運転・維持管理ができる知識・経験を有する者であること
3級	浄水処理の基礎知識を有し、運転マニュアルを理解することで浄水場の運転・維持管理の補助ができる者であること
水道管路施設管理技士	
1級	常時及び事故・災害時に、水量・水圧・水質の確保のため、適切に導水、送水、配水施設の運転・維持管理ができる高度な知識・経験を有する者であること
2級	導水、送水、配水施設の知識を有し、施設の運転・維持管理ができる知識・経験を有する者であること
3級	導水、送水、配水施設の基礎知識を有し、業務マニュアルを理解することで施設の運転・維持管理の補助ができる者であること

1級・2級の資格認定・登録は、以下の条件をいずれも満たすとともに、各種類・等級に対応する試験の合格を要件とする（技術士に対する特例による認定・登録についてはその限りでない）。

- ・3級の資格認定・登録者であること。
- ・ポイント換算表に定める、「学歴」、「水道実務経験」、「有用な国家資格等」、「講習等」の換算後のポイントの合計が、1級にあつては25ポイント以上、2級にあつては15ポイント以上であること。
- ・水道事業体での現場実務経験を一定以上有すること。

3級の資格認定・登録は、水道実務経験3年以上であり、かつ3級初任者講習会の受講修了を要件とする（水道事業体での現場実務経験を一定以上有する場合、3級初任者講習会の受講は免除される）。

本資格制度の詳細については、以下を参照されたい。

○水道施設管理技士ホームページ

<http://www.jwwa.or.jp/kanrigishi/Html/Index.html>

○水道施設管理技士パンフレット

http://www.jwwa.or.jp/kanrigishi/Html/pdf/panflet_shikakuseido_katsuyou.pdf